

定額減税しきれないと見込まれる方へ

定額減税補足給付金（調整給付金）のご案内

- 調整給付金は、令和6年度個人住民税所得割額または令和6年分所得税額（推計）を定額減税額が上回る方へ支給される給付金です。
- 令和6年1月1日時点で津市に居住し、令和6年度市民税・県民税が津市で課税対象となる方に限ります。他市区町村で課税されている方は、他市区町村にお問い合わせください。

調整給付金の計算方法

（1）「所得税分控除不足額」の計算方法

定額減税可能額 3万円 × (本人 + 扶養親族数)	－	令和6年分推計所得税額(減税前) ＝ 令和5年分所得税額	＝	所得税分 控除不足額
-------------------------------	---	---------------------------------	---	---------------

（2）「個人住民税分控除不足額」の計算方法

定額減税可能額 1万円 × (本人 + 扶養親族数)	－	令和6年度分住民税所得割額 (減税前)	＝	個人住民税分 控除不足額
-------------------------------	---	------------------------	---	-----------------

（3）「調整給付金」の計算方法

所得税分 控除不足額	＋	個人住民税分 控除不足額	＝	調整給付金 (1万円単位で切り上げて算出)
---------------	---	-----------------	---	--------------------------

例) 納税者本人が妻と子ども二人を扶養している場合



令和5年分所得税額（減税前）	85,000円
令和6年度個人住民税所得割額（減税前）	34,000円
3万円 × (1 + 3) - 85,000円	= 35,000円
1万円 × (1 + 3) - 34,000円	= 6,000円
35,000円 + 6,000円	= 41,000円 ⇒ 50,000円

※令和6年中の扶養親族や収入状況等の変動により、調整給付金に不足額が生じる方には、令和7年の夏頃に調整給付金の追加支給が行われます。

調整給付金の申請書（確認書）について

津市(市民税課)から令和6年8月9日(金)以降
支給対象者に**確認書を送付**

提出期限 令和6年10月31日(木)(当日消印有効)



詳しくは裏面へ

調整給付金の申請方法

1 オンラインによる申請

確認書の記載内容をご確認ください。

マイナンバーカードをお持ちの方は、右記の QR コードにアクセスしていただき、マイナポータルを利用したオンライン申請ができます。

確認書の返送は不要です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2 確認書の郵送による申請



(1) 確認書の記入

確認書の記載内容をご確認いただき、確認欄に「氏名、確認日、連絡先電話番号」を記入してください。

(2) 添付書類のご用意

確認書に印字された口座（過去の給付金受取など津市が把握している口座）または公金受取口座（マイナポータルを利用して登録された口座）と別口座への振込を希望する場合、本人確認書類及び振込口座の通帳の写し等が必要です。

(3) 郵送

確認書と添付書類（必要な方のみ）を同封の返信用封筒で
ご返送ください。



調整給付金の申請期限

オンライン申請及び確認書の提出期限は

令和6年10月31日（木）（当日消印有効）です。

**期限までにご申請いただかない場合、受給を辞退したものとみなしますので、
早めの手続きをお願いします。**



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



お問い合わせ

津市 定額減税補足給付金専用コールセンター



0120-773-669（フリーダイヤル）

受付期間 令和6年8月9日から10月31日までの
8:30～17:15（土、日祝日除く）

津市政策財務部市民税課

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎ 059-229-3315（令和6年10月31日まで）

☎ 059-229-3130

FAX 059-229-3331

受付期間 8:30～17:15（土、日祝日除く）



津市HPへ